

小平第3住宅に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：貸与の対象者の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員</p> <p>(2) 国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則の適用を受ける継続雇用職員</p> <p>(3) 東京多摩地区連合宿舍等の維持、管理及び運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条に定める機関（以下「連合機関」という。）の役職員（協定書第2条第1項第6号から第11号までに定める機構の本部（以下「機構本部」という。）の役職員を含む。）</p> <p><u>(4) 既に宿舍に居住している者で、身分異動により国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号）の適用を受けることとなる職員</u></p> <p><u>(5) 前各号以外で学長が特に認めた者</u></p> <p>2 前項第3号の連合機関又は機構本部以外の機関から、当該機関の役職員を入居させたい旨の申出があった場合は、別途協議するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員</p> <p>(2) 国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則の適用を受ける継続雇用職員</p> <p>(3) 東京多摩地区連合宿舍等の維持、管理及び運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条に定める機関（以下「連合機関」という。）の役職員（協定書第2条第1項第6号から第11号までに定める機構の本部（以下「機構本部」という。）の役職員を含む。）</p> <p><u>(4) 前3号以外で学長が特に認めた者</u></p> <p>2 前項第3号の連合機関又は機構本部以外の機関から、当該機関の役職員を入居させたい旨の申出があった場合は、別途協議するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>